

各 位

2024年1月26日

会 社 名 データセクション株式会社 代表者名 代表取締役社長CEO 林 健人 (コード番号: 3905 東証グロース) 問い合わせ先 代表取締役副社長CFO 岩 田 真 一 TEL, 050-3649-4858

# 第三者割当による新株式及び第19回新株予約権(行使価額固定型)の発行、 並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024年1月26日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式(以下、「本株式」といいます。)及び行使価額固定型の第19回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## I. 第三者割当による本株式及び本新株予約権(行使価額固定型)の発行

## 1. 本株式及び本新株予約権(行使価額固定型)の概要

### (1)本株式

①払込期日	2024年2月13日
②発行新株式数	2, 230, 000株
③発行価額	305.82円 (発行決議日前日 (2024年1月25日) までの直前60取引日間にお
	ける東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値の単純平均値339.05
	円から、9.8%ディスカウントした価額(小数点以下第3位を四捨五
	入))
④調達資金の額	681, 978, 600円
⑤資本組入額	1 株につき152.91円
⑥資本組入額の総額	340, 989, 300円
⑦募集又は割当方法	第三者割当の方法により、First Plus Financial Holdings PTE. Ltd.
(割当予定先)	(以下、「FPF社」といいます。) に2,230,000株を割り当てます。
⑧その他	本株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件
	とします。

### (2)本新株予約権(行使価額固定型)

①割当日	2024年2月13日	
②発行新株予約権数	14,880個	
③発行価額	総額6, 249, 600円	
	(本新株予約権1個につき420円)	
④当該発行による潜在株式数	1,488,000株(本新株予約権1個につき100株)	
⑤調達資金の額	815, 721, 600円	
	(内訳)	

	本新株予約権発行による調達額:6,249,600円	
	本新株予約権行使による調達額:809,472,000円	
⑥行使価額	行使価額544円	
⑦募集又は割当方法	第三者割当の方法により、FPF社に14,880個を割り当てます。	
(割当予定先)		
⑧その他	本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生	
	を条件とします。	
	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生	
	後に、本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいま	
	す。)を締結する予定です。本買取契約においては、割当予定先が当社	
	取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先	
	からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継	
	する旨が規定される予定です。	

### 2. 募集の目的及び理由

#### (1)募集の目的

当社グループは、「人々の暮らしを世界中でバージョンアップし続ける」とのビジョンを掲げ、創業以来、ビッグデータの解析技術あるいは、AI を活用した画像解析技術といった要素技術を強みに、ソーシャルメディア分析、AI・システム開発を事業基盤として、様々な業界の顧客企業に向けて自社プロダクトやサービスを提供し続けてまいりました。また、2017年に国内でFintech事業を、2018年以降は IoT デバイス「FollowUP」を活用したリテールマーケティング事業を国内及び南米において買収するなど、積極的なアライアンスを推進することで、当社グループの成長ならびに企業価値向上の実現と、グローバルベースでの「技術と実社会の融合」を通じた、持続可能な社会への貢献を図ってまいりました。

かかる中、2018年の経営体制変更(代表取締役社長交代等)以降は、当社の強みである技術力を最も活かせる事業領域への選択と集中による事業成長を第一義と認識し、南米におけるリテールマーケティング事業の買収といった、独自性あるビジネスモデルの確立と、事業ポートフォリオの転換を図り、特に南米においては、小売業界や大型のショッピングモールなどの店舗 DX 化を支援することで、着実な成長を実現し、新たな事業基盤、将来の安定収益の礎を構築いたしました。

一方、今後の更なる成長を見据えた際に、国内事業については事業ポートフォリオの再構築と収益化が進捗しておらず、成長軌道に乗りつつある海外事業の更なる伸長を図る観点からも、国内事業の梃入れと、キャッシュフロー創出が必須となっております。この観点から、2024年3月期は、これまでの選択と集中から、拡大投資フェーズへの転換とのステージチェンジを掲げながらも、「国内事業の再構築などの事業ポートフォリオ見直し」「グローバルな体制強化」「顧客提供価値の向上」といった、成長性と基盤構築の双方を追求した基本方針を設定し、国内事業の課題と、海外事業の成長力をより可視化する形で事業セグメントを国内事業・海外事業の2つに再編したほか、事業領域についても、複線化していた領域を見直しいたしました。当社グループの強みである「データ分析とAI」に回帰する趣旨で、「データサイエンス」「マーケティングソリューション」「システムインテグレーション」の3つに再定義するなどの体制整備を行うとともに、2023年9月には、データサイエンス領域で定評のあった Room4D グループの The ROOM4D 株式会社(所在地:東京都港区、代表者:酒巻隆治)及び The ROOM Door 株式会社(所在地:東

京都港区、代表者:砂田顕彦)からの事業譲受により、当該事業を、当社グループのコア事業であるデータサイエンス領域の中核に据えるなどの戦略投資を実行し、国内・海外双方にバランスの良い投資・成長を進捗しております。

他方で、海外事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症など、買収以降の経営環境の著変により、買収時の事業計画からの乖離が生じたため、一時的に超過収益力が見込めなくなった子会社 Jach Technology SpA (所在地:チリ共和国サンティアゴ、代表者:クリスチャン パブロ カファティ クエバス) について減損処理を行い、2023年3月期連結決算において、のれん償却費として461百万円を計上したほか、2023年12月14日に開示をいたしました通り、同子会社が発行する優先株式に係る優先配当権に基づく損失発生(最大USD約3.3M)の可能性が生じているなど、海外事業の堅調な業績推移とは別に、連結ベースで資本の棄損に繋がりうる財務上の課題が顕在化してきており、当社グループとして、今後の成長投資を実施していくにあたり、資本増強による財務健全性の強化も重要な課題として認識をしております。

当社グループがコア領域とする「データサイエンス」「マーケティングソリューション」「システムインテグレーション」においては、国内外を問わず、デジタル化の進展などによる大量データの流通と、これらの分析や利活用が加速していること、企業のソフトウェア投資などに見るDX関連需要が底堅く推移していることに加え、AI 市場においては、当社の得意とする生成 AI の用途拡大や、社会実装が進展するなど、加速度的な成長も見込まれる市場環境にあります。加えて、日進月歩での技術革新の必要性や、優秀なエンジニア人材の確保といった競争環境を鑑み、今般、当社グループとして早期に、機動的な戦略投資を実行できる経営資源を確保することが、今後の競争力強化や企業価値向上に資するのみならず、財務上の課題に対しても、資本増強により中長期的な財務健全性を維持しながら成長投資を行うとの経営方針に合致することから、今回の資金調達を行うことで、引き続き、長期的な企業価値の向上と持続可能な社会への貢献を図るとの判断をいたしました。

本株式及び本新株予約権の割当予定先である FPF 社は、AI・デジタル分野を中心とするグローバル投資を事業目的としております。同社は、当社株式の中長期的保有を通じて当社グループの経営を支援する意向を表明しており、また、同社の経営チームが AI・デジタル分野での投資実績を有していることから、当社グループの AI・デジタル分野での今後の事業展開に有用な情報提供や企業紹介を受けることが期待できます。 なお、当社と FPF 社は、本株式に係る引受契約において、FPF 社が、当社の取締役候補者 2 名を指名することができる旨を合意する予定です。 FPF 社が指名する取締役候補者 2 名は、現在の当社取締役数 6 名と比較し、33.3%の比率となるほか、新たに同候補者 2 名を追加選任した場合においては、取締役総数の 25%を占めることとなります。

今回の資金調達により、1株あたり株主持分等の希薄化が生じますが、調達資金を活用した戦略投資などによる今後の当社グループの事業成長、財務基盤の拡充、第三者割当先との関係強化などを通じ、当社グループの企業価値向上と、既存株主の利益にも繋がるものと考えております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3.調達する 資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

## (2) 資金調達方法の概要

次の①及び②による資金調達(以下、「本資金調達」といいます。)は、第三者割当の方法により、本株 式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕 組みとなっております。

- ①普通株式 2, 230, 000 株
- ②対象株式数を1,488,000株とし、行使期間を5年間とする行使価額固定型の本新株予約権

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行決議日(以下、「本発行決議日」といいます。)の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における普通取引の終値(以下、「東証終値」といいます。)544円と同額とし、行使期間を5年間としております。

本株式及び本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数を合算した総株式数は3,718,000株(議決権個数37,180個)であり、2023年12月31日現在の当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)の発行済株式総数14,957,851株に対して24.86%(総議決権数149,168個に対する割合24.92%。小数点以下第3位を四捨五入)となる見込みです。

### (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開や外部環境等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。具体的には、下記「<他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行うとともに、下記「<本資金調達方法のメリット>」及び「<本資金調達方法のデメリット>」を総合的に勘案した結果、本株式及び本新株予約権の発行が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### <本資金調達方法のメリット>

①当初における一定の資金調達及び急激な希薄化の抑制

本株式及び本新株予約権の発行を組み合わせることで証券の発行時に一定程度の資金を調達しつつ、急激な希薄化を抑制することが可能となっております。

②行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 1,488,000 株で固定されており、将来的な株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

### ③取得条項

本新株予約権は、新株予約権の払込期日から6ヶ月経過後において、当社取締役会の決議に基づき、いつでも、30取引日前までに対象となる本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」といいます。)に通知することによって、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、資本政策の柔軟性を確保でき、また、株価が行使価額を上回っている状況において当該取得条項を行使することで間接的に行使促進を図ることも可能となります。

### ④譲渡制限

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

### <本資金調達方法のデメリット>

### ①不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達 を募るという点において限界があります。

#### ②権利不行使

本新株予約権については、本新株予約権者が行使を行わない可能性があり、当社が想定した資金調達額を下回る可能性があります。

### ③エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、当社は、本買取契約締結日から、12 ケ月を経過する日までの間、本新株予約権者の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストックオプション及び譲渡制限付株式を発行する場合(当該ストックオプションの行使により株式を発行する場合を含みます。)、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。)を除きます。

### ④買取請求

本買取契約には、(i)割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、(ii)東京証券取引所における当社株式の取引が5取引日以上の期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求がなされた場合、15取引日以内(但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日まで)に、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭を支払うことにより、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。従いまして、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、本新株予約権発行後、東京証券取引所における当社株式の取引が5取引日以上の期間にわたって停止した場合において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行ったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

### <他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

### ①公募増資、株主割当 (ライツ・オファリング)

当社が成長投資を推進していることで収益が不安定であることや当社株式の取引状況において売買出来高の増減が大きく、継続して一定の流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当 (ライツ・オファリング)による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、適当でないと判断いたしました。

## ②金融機関からの借入

足元の負債の状況 (2023 年 9 月末現在:短期借入金 537 百万円、1 年以内長期借入金 289 百万円、長期借入金 517 百万円)に鑑み、調達金額全額を負債で調達した場合、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達の方法として適当ではないと判断いたしました。

#### ③転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがあります。一方で、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり財務健全性が低下するとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

また、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

### ④行使価額修正型新株予約権の発行

行使価額修正条項付新株予約権は相対的に行使が進みやすい傾向にあるものの、行使価額が変動し、 調達資金が当初想定を大きく下回る可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと 判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1, 497, 700, 200	13, 000, 000	1, 484, 700, 200

(注) 1. 払込金額の総額は、本株式の払込金額の総額(681,978,600円)、本新株予約権の払込金額(6,249,600円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(809,472,000円)の合計額(815,721,600円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額	
	(円)	(円)	
本株式	681, 978, 600	-	
本新株予約権	6, 249, 600	809, 472, 000	
合計	688, 228, 200	809, 472, 000	

- 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、株式会社プルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値 算定費用及び弁護士費用(3,500 千円)、登録免許税(6,000 千円)、有価証券届出書作成費用そ の他(3,500 千円)です。
- 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、若しくは 買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本株式及び本新株予約権発行による上記差引手取概算額1,484,700,200円については、M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

#### <本株式>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用		2024年2月から2026年2月 (すでに具体的な検討が進んでい る案件もあり、当該期間での決定 が見込まれる)

#### <本新株予約権>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M&A及び資本・業務提携に関わる資金・費用	816	2024年2月から2029年2月

(注) 当社は本株式及び本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの 間、当該資金を銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

当社グループでは創生期より、M&A 及び資本・業務提携を成長戦略の柱としてきており、現在の連結子会社 8 社のうち、7 社までを M&A により当社の企業グループとするなど、経営基盤の強化を図ってきております。

今後も、当社グループのコアな事業領域においては、引き続き高い市場成長性が見込まれていることに加え、日進月歩での技術革新の必要性、エンジニア人材などの経営資源確保といった競争力強化の観点からも、M&Aや資本・業務提携による早期成長の選択肢が有効です。さらに、プレーヤーが少なく成長・スピードの早い南米においては特に、同じ地続きのスペイン語圏において、競合企業あるいは代理店を買収する面戦略が有効であることが確認できております。こうした観点からも、当社グループでは引き続き、国内外における成長戦略の柱として、コア領域である「データサイエンス」「マーケティングソリューション」「システムインテグレーション」領域において、グローバルベースで機動的なM&Aあるいは資本・業務提携を実行することで、成長を加速していきたいと考えております。

M&Aの実行においては、必ずしも現金による買収のみを行うものではなく、当社の株式を現物出資することによって買収対象企業の株式を取得する等の方法を選択する可能性があります。その場合、調達資金は買収対象企業への株式取得後の統合プロセスの実行や取得した事業拡大のための投資又は、取得事業に係る外部からの借入金の返済に充当いたします。

なお、現時点において決定をした M&A 案件はないものの、複数の案件を具体的に検討していることから、資本調達を行い財務体質を強化することは交渉を円滑に進め、成長に必要不可欠な案件を機動的に進めて行く上で、極めて重要な要素であります。このような成長機会を逸しないためにも、あらかじめ一定の資金を確保しておくことは肝要であるものと考えております。また、M&A の実行にあたっては、当社取締役会において、自己資本比率などの当社グループへの財務的な影響や、投資採算など様々な観点から審議を図り、今後案件が決定された場合には、適時適切に開示を行ってまいります。

なお、M&A 等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件の M&A 等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で資金を充当する予定であり、現時点においては、代替使途は想定しておりません。資金使途を変更する場合は、改めて当社で使途についての取締役会決議を行い、お知らせいたします。

本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使が行われない可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記本新株予約権の手取金の使途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手元資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2.募集の目的及び理由(1)募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社グループの成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

### 5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前 60 取引日間 (2023 年 10 月 26 日 から 2024 年 1 月 25 日まで)の東証終値の単純平均値(小数点以下第 3 位を四捨五入)である 339.05 円を基準とし、当該金額の 90.2%に相当する金額といたしました。

当社は、2023年9月上旬以降の取締役会において、本株式の発行について継続して審議を行い、以下の理由から、本株式の発行の必要性を審議いたしました。

・本株式及び本新株予約権の発行による第三者割当は、当社が成長戦略の軸足に置く、複数の M&A 及び、資本・業務提携に関わる資金・費用として必要不可欠であり、本株式及び新株予約権の発行による第三者割当が、当社グループの企業価値及び既存株主の株主価値向上に資すると考えられるこ

上

・安定した資金の確保や、資本のリスクバッファーに配慮した自己資本比率や財務健全性の向上により、対外的信用力などの維持向上が見込めること

かかる必要性に加え、2023 年 11 月中旬の取締役会においては、割当予定先との協議に基づく本株式 及び本新株予約権の発行スキーム並びに発行価額についても審議を行い、当社取締役会の意向として、 東京証券取引所における当社株式の市場価額(以下、「当社株価」といいます。)を基礎とし、有利発 行に該当しない範囲のディスカウントによる発行価額とする前提で検討を進め、割当予定先からも、 了承をいただいておりました。

この間、当社株価は、2024 年 3 月期第 1 四半期決算発表翌日の 2023 年 8 月 15 日から 12 月 26 日ま でにおいて 300 円前後(同期間における東証終値の単純平均値 293 円)で安定して推移しておりまし たが、当社株価に好影響を及ぼすと思われる当社からの情報開示が特にない状況において、2023年12 月27日より2024年1月19日にかけて767円まで急騰後、1月25日には513円まで急落しており、 値動きが激しいのみならず、同様に数万株程度で推移していた過去1ケ月間における1日あたりの平 均売買出来高も、当社株価が急騰を開始した 2023 年 12 月 27 日から 2024 年 1 月 25 日までの 18 取引 日間で、百万株を超える水準まで急増しております。また、2023年12月27日から2024年1月25日 までの当社株価の上昇率は 115%となり、同期間における東証グロース市場指数の上昇率6%と比較 しても、大幅に上回って推移しております。かかる当社株価の急騰は、2023年12月上旬に割当予定 先の合意を得ておりました発行価額の基準となる 2023 年 11 月の当社株価 (2023 年 11 月 1 日から 11 月30日までの東証終値の単純平均値282円)から大幅に乖離し、当社株価の急騰要因も不明であるこ とから、2024年1月16日に割当予定先より、一定期間の平均株価を基準として採用したいとの打診 を受けました。当社にて一定期間の平均株価を検討するにあたり、2023 年 12 月 27 日以降の当社株価 の急騰並びにその要因が不明であることに鑑み、一定期間の平均株価を採用する場合には、発行決議 日前日の終値を基準として採用した場合と比較し、その発行価額が前日終値対比で大幅なディスカウ ントとなる可能性があること、また、これにより有利発行に該当するおそれも発生し得ることから、 当社としてはこれに十分配慮し検討を行うため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害 関係のない社外有識者である谷添学弁護士(弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所)及び大牟田啓弁護士 (弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所)に、本株式の発行価額に関する客観的な意見を求め、2024年1 月 26 日付で、意見書(以下、「本意見書」といいます。)を入手しております。 なお、谷添学弁護士及び大牟田啓弁護士による本意見書の全文は本項後段のとおりです。

当社としても、かかる状況下においては、一時的な株価変動等の特殊要因を排除する観点、並びに、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる異常な急騰の期間のみをもって本株式の発行価額を決定することとなる発行決議日終値を基準にする方法では公正な価額を算出する方法として妥当とはいえないとの観点から、株式の発行に係る取締役会決議日の直前の東証終値ではなく、一定期間における東証終値の平均値という平準化された値を採用することにより、短期的な株価変動の影響を排除す

ることに合理性があると判断いたしました。

具体的には、当該一定期間として、2010年4月1日制定の日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下、「協会指針」といいます。)を踏まえ検討を行う中で、当社株価の急騰理由が不明なまま1カ月程度継続していることから、当社株価急騰前の一定期間を含めて平均株価を検討すること、また、直近当社が開示を行った、2023年11月14日の2024年3月期第2四半期決算発表以

降直後においては、当社株価の乱高下や急騰が見られなかったこと及び異常な急騰の期間の影響を排除する観点を踏まえ、2023 年 10 月 26 日から発行決議日前日である 2024 年 1 月 25 日までの 60 取引日間の東証終値の単純平均値を採用することが適切であると判断いたしました。

直近の当社株価を鑑みた際に、一定期間の平均株価を基準とし、本新株式の発行価額を決定する場合には、発行決議日前日の終値からのディスカウントが発生する可能性が高く、この場合には理論上、本新株の発行価額よりも高い価額にて、他の割当先を探すという選択肢もあり得るものの、本件割当先との間においては、①紹介元である株式会社バルクホールディングス(所在地:東京都港区、代表者:石原紀彦)を通じ、2023年8月頃より資金調達についての相談を継続してきたこと、②2023年12月上旬には、一度FPF社の合意を得ていたこと、③紹介元である株式会社バルクホールディングスとの間で、マーケティング分野を中心とする包括的な顧客相互紹介、ソリューション連携等の事業提携に向けた協議を現在も協議中であるなど、本資金調達に係る検討経緯や、事業戦略上の重要性を踏まえ、FPF社との間で、適正な発行価額を協議してきた次第です。

加えて、本株式に係る引受契約上、FPF 社は、本株式の取得後 6 ケ月間を経過するまでの継続所有を確約しております。これにより、FPF 社が当該期間における当社株価の下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、一方で、当社にとっては本株式の発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案したうえで、上記の当社株式の 60 取引日間の東証終値の単純平均値に対するディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、本株式の発行価額を決定いたしました。

この結果、当該発行価額を、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前60取引日間(2023年10月26日から2024年1月25日まで)の東証終値の単純平均値(小数点以下第3位を四捨五入)である339.05円を基準とし、当該金額の90.2%(9.8%のディスカウント)に相当する金額といたしましたが、これは、払込金額を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとしつつ、直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の目から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるものとするとの協会指針にも配慮したものであることから、当社としては、305.82円という発行価額は、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、株主平等の原則に照らし、保守的には株主総会における有利発行決議も考えられるところ、①直近の理由不明な当社株価の急騰により、現在の当社株価が適切な企業価値を反映していないと考えていること、②本検討において、第三者である複数の弁護士による本意見書の取得などの適正な検討プロセスを経て、当社取締役会でも十分に丁寧な審議を行ったこと、③本資金調達の検討期間が半年程度に及んでおり、2023年12月上旬には一度、割当予定先との間で条件の合意に至っていたことからも、株主総会における決議は不要と判断いたしました。

本株式の発行価額である 305.82 円 (小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。) は、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値である 544 円に対して 43.78%のディスカウント、取締役会決議日前営業日までの直前1ヶ月間の東証終値の単純平均値である 476.26 円に対して 35.79%のディスカウント、同直前6ヶ月間の東証終値の単純平均値である 323.53 円に対して 5.47%のディスカウントとなる金額です。

また、当社監査役3名全員(うち社外監査役3名)から、本株式の発行価額は、本意見書を参照し 当該内容が妥当と判断したうえで、当社株式の市場価格の動向等を踏まえ合理的といえる期間をさか のぼった期間における当社株式の価値を表す客観的な値である東証終値の平均値を基準としていること、直前60取引日間の東証終値の平均値に対する9.8%のディスカウント率も上記記載の事情に照らすと不合理であるとはいえないと評価することができること及び協会指針にも配慮していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見を得ております。

「谷添学弁護士(弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所)及び大牟田啓弁護士(弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所)による2024年1月26日付意見書」

#### <主要な前提事実>

- (1) データセクション株式会社(以下「貴社」という。)は、2024年1月26日を発行決議予定日として、第三者割当の方法による新株の発行(以下「本第三者割当増資」という、)を検討している。
- (2) 貴社の普通株式(以下「貴社株式」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)グロース市場に上場されているところ、東証グロース市場における貴社株式の株価(以下「貴社株価」という。)は、貴社の2024年3月期第2四半期決算短信の公表日の翌取引日である2023年11月15日から後述する株価上昇の直前である2023年12月26日までの間、概ね250円から290円程度の範囲内で安定的に推移した。
- (3) 一方、2023 年 12 月 27 日に貴社株式の終値 301 円 (2023 年 12 月 26 日の終値 253 円に対して 19.0% (小数点第 2 位以下四捨五入。以下騰落率及びディスカウント率の計算について同じ。)の上昇)となって以降、貴社株価は上記(2)の水準を大きく上回って推移し、2024 年 1 月 18 日には終値 667 円 (2023 年 12 月 26 日終値 253 円に対して 163.6%の上昇)にまで至り、2024 年 1 月 25 日においても終値 544 円 (2023 年 12 月 26 日の終値 253 円に対して 115.0%の上昇)となった(以下、2023 年 12 月 27 日から 2024 年 1 月 25 日までの間の貴社株価の推移を総称して「本株価上昇」という。)。
- (4) 本株価上昇を踏まえ、貴社は、本第三者割当増資における発行価額について、発行決議日の前取引日の終値を基礎とする方法ではなく、発行決議日以前一定期間の平均株価を基礎として一定のディスカウントを行う方法により発行価額を決定することを検討している。具体的には、2023 年 10 月 26 日から 2024 年 1 月 25 日までの貴社株価の単純平均値 339.05 円を基礎として 9.8%のディスカウントを行った 305.82 円(以下「本発行価額」という。)とすることを検討している。
- (5) 本発行価額は、発行決議予定日の前取引日の終値 544 円に対し、43.78%のディスカウントとなるが、貴社は、上記の本株価上昇の経緯等に基づき、会社法第 199 条第 3 項の「特に有利な金額」での新株の発行(以下「有利発行」という。)には該当しないと判断している。

#### <照会事項>

以上の前提事実及び関連する事実関係に基づき、本発行価額は会社法第 199 条第 3 項の「特に有利な金額」に該当すると考えられるか。

### <意見>

以上の前提事実及び関連する事実関係に基づき、本発行価額は会社法第 199 条第 3 項の「特に有利な金額」に該当しないものと思料する。

### <意見の理由>

当職らは、貴社からの照会を受けて、貴社に関する開示資料(適時開示及び法定開示を含むがこれらに限られない。)、市場株価、出来高及び信用取引残高等の公表資料等の検討を行った。また、当職らは、貴社に対するヒアリングを実施し、貴社における本株価上昇に関する認識及び分析の結果、本株価上昇の前後における貴社による情報開示の状況等について確認を行った。

上記の検討結果に基づき、当職らは上記の意見を述べるものであるが、意見の理由は以下のとおりである。

### 1.「特に有利な金額」の意義

会社法第199条第3項の「特に有利な金額」とは、公正な発行価額よりも特に低い価額をいうと解される。ここにいう「公正な発行価額」は、関連する裁判例によれば、「当該企業の有する客観的価値」により決定されるべきであるとされ、多くの場合には株価が基準となるものと解されている。

しかしながら、関連する裁判例においても常に株価を公正な発行価額の基準とするべきと解されているものではなく、「企業の客観的価値以外の投機的思惑その他の人為的な要素によって、株価が企業の客観的価値を反映することなく異常に騰落することもある」(東京高判昭和 48 年 7 月 27 日判時 715 号 100 頁)などとして、一定の場合に株価が「公正な発行価額」の基準とならない場合があるとされている。関連する各裁判例において示されている考え方によれば、概ね、(1)発行会社の業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情がないのに、(2)投機の対象となる等により株価が異常な程度にまで急騰し、(3)当該高騰が一時的な現象にとどまるものであるような場合には、株価が公正な発行価額の基準とならず、高騰中の株価を公正な発行価額の算定の基礎から除外することを認めていると考えられる。

また、日本証券業協会の定めた「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付、以下「日証協指針」という。)においても、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされており、直近日の株価ではなく、一定期間の平均株価を基礎として発行価額を決定することが認められる場合があるとされる。関連する裁判例において示されているように、合理的な理由のない異常かつ一時的な株価の急騰等が生じた場合であれば、日証協指針との関係でも「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案」して一定期間の平均株価を基礎として発行価額を決定することに一定の合理性があると考えられる。

以上のことから、貴社が検討している本発行価額が「特に有利な金額」に該当するか否かに関して、本株価上昇の後における貴社株価が貴社株式の客観的価値を反映する公正な発行価額の算定の基礎となるか否かとの観点から、(1)貴社の業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情がないのに、(2)投機の対象となる等により株価が異常な程度にまで急騰し、(3)当該高騰が一時的な現象にとどまっているか否か、との各要素について以下検討する。

### 2. 本株価上昇に関する検討

### (1)業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情の有無

まず市況との比較について検討するに、本株価上昇の期間において、東証株価指数、日経平均株価(225 種)等のインデックス指標は全体として上昇基調にはあるものの、その騰落率は 10%程度の上昇であり、前提事実記載の貴社株価の騰落率とは明らかに乖離していることからすれば、本株価上昇の原因において市況の影響により説明される程度はごく僅かであると考えられる。

また貴社は、本株価上昇に近接した時期において 2023 年 12 月 14 日付「連結子会社における損失発生について」を開示していることから、当該開示が株価高騰の原因となった可能性も一応想定される。もっとも、当該開示は、貴社の連結子会社において、優先配当の実施による損失計上の可能性が発生した旨を開示するものであって、通常、株価下落の原因となる可能性はあるとしても、株価急騰の原因となることはないと考えられる。上記のほか、貴社は本株価上昇の前後近接した時期において株価高騰の原因となる可能性のある情報開示を行っておらず、かつ、当職らが貴社に対して確認したところによれば、特定の者に対して未公表の株価高騰の原因となり得る事実を伝達したこともないとのことであるから、貴社による情報開示が本株価上昇の原因となったものではないと考えられる。

また、貴社株式の保有に関し、2023年12月22日付で個人株主による大量保有報告書が提出されている。当該大量保有報告書の提出により、例えば、貴社と当該株主との間で何らかの事業提携の可能性が想起されるなどして株価高騰の原因となったことも一応想定される。もっとも、当職らが貴社に確認したところによれば、当該個人株主及び同氏が役員を務める会社は貴社との間で事業上の関連性を有していないとのことであり、また、当該個人株主が2024年1月15日付で提出した株券等保有割合が1%以上減少したことを提出理由とする変更報告書の提出後も本株価上昇の状況が継続していることに鑑みれば、当該個人株主が貴社の株式を保有したことをもって、例えば事業提携の可能性が想起されるなどして本株価上昇の原因となったとも想定されないと考えられる。

さらに、特定の大株主が貴社株式の取引を行ったことによる需給の急激な変動についても一応想定 されるが、貴社において大株主の異動状況を確認したところ、かかる需給の急激な変動の原因となる ような大株主の異動は、上記の個人株主に係るものを除き生じていない。

以上のほか、本株価上昇の原因となる合理的な事情は不見当であった。

したがって、本株価上昇に関し、業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情は認められないものと思料する。

### (2) 投機の対象となる等の株価急騰の異常性

本株価上昇の異常性について検討するに、前提事実記載のとおり、貴社株価は本株価上昇の直前の四半期決算発表以降、株価及び出来高ともに安定的に推移していた。これに対し、本株価上昇においては、本株価上昇が開始した 2023 年 12 月 27 日から 13 取引日目の 2024 年 1 月 18 日には終値 667円 (2023 年 12 月 26 日終値 253 円に対して 163.6%の上昇、2.6 倍の終値)となるなど、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる異常な急騰があったと認められる。

また、取引出来高についても、本株価上昇以前は取引日当たり数千株から数万株で推移していたのに対し、本株価上昇の間、数十倍から数百倍となる数十万株から数百万株の水準で推移した。また、信用取引残高も 2024 年 1 月に入って大幅に増加しており、信用取引を含めた取引量が極めて大幅に増加していることが確認された。

以上のことから、貴社株式の取引状況は本株価上昇の前後で明らかに様相を異にしており、その騰

落率、出来高及び信用取引残高の大幅な増加の観点から取引が過熱した状況と認められ、上記(1)のとおり株価高騰の原因となる合理的な事情は認められないことにも鑑みれば、投機的思惑等によって貴 社株価が異常に高騰したと認められるものと思料する。

#### (3)株価高騰の一時性

関連する裁判例における高騰の一時性に関する言及は、半年から1年以上といった比較的長期間の継続的な株価の維持が認められる場合には同株価を一時的な急騰として公正な発行価額の基礎から除外すべきではないとの趣旨を述べるものであるところ、本株価上昇に関してはその経過期間が1か月程度と比較的短期間であり、株価急騰が一時的な現象であることを否定する事情は認められないものと思料する。

#### (4) 小括

以上より、本株価上昇は、(1)貴社の業績の向上等株価高騰の原因となる合理的な事情がないのに、(2)投機の対象となる等により株価が異常な程度に急騰したものであり、(3)当該高騰が一時的な現象であることを否定する事情は認められないことからすれば、本株価上昇の後における貴社株価は貴社株式の客観的価値を反映していないと考えられる。したがって、本株価上昇の後における貴社株価を「公正な発行価額」の基準として発行価額が「特に有利な金額」に該当するか否かを判断することは適切でないと思料する。

かかる本株価上昇に関する状況等に鑑み、貴社株式の客観的価値をより適切に反映していると考えられる「公正な発行価額」を踏まえた本発行価額の決定方法として、日証協指針の記載も参考に、発行決議日以前一定期間の平均株価を基礎として本発行価額を決定することには一定の合理的な理由が認められるものと思料する。

具体的には、本株価上昇が1か月程度継続していることに鑑み、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除する観点、並びに、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる異常な急騰の期間のみをもって本第三者割当増資の価額を決める、発行決議日の前日終値を基準にする方法や、発行決議日までの直近1か月の平均を基準にする方法は、公正な金額を算出する方法として妥当とはいえないとの観点を踏まえ、株価急騰前の一定期間も含む、2023年10月26日から2024年1月25日までの60日間の平均株価を基礎とすることについても、一定の合理的な理由が認められるものと思料する。

### 3. 本発行価額の有利発行該当性

以上のとおり、発行決議日以前一定期間の平均株価を基礎として本発行価額を決定することには 一定の合理的な理由が認められるものと思料するものであるが、本発行価額の有利発行該当性を検討 するにあたっては、かかる一定期間の平均株価に基づく算定方法の当否に加えて、当該平均株価から 更に一定のディスカウントを行うことの合理性についても検討する必要がある。

この点に関し、本第三者割当増資においては、割当予定先に対して6か月間のロックアップ期間(貴社株式の処分禁止期間)が設定される予定とのことであり、かかる条件のもとでは、割当予定先はロックアップ期間中の大幅な株価下落等のリスクを負担することになる。割当予定先との協議・交渉において、割当予定先がかかるリスクを負担することと引き換えに9.8%のディスカウントが必要であるとの意向が示されたことを踏まえ、貴社において、本第三者割当増資の実現可能性の観点からか

かるディスカウントによる発行を受け入れることをやむを得ないと判断したものであること、また、 当該ディスカウント率の水準が日証協指針に準拠したものであることも併せ考慮すると、本発行価額 は「特に有利な金額」には該当せず、有利発行に該当しないものと思料する。

以上

#### ② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(所在地:東京都千代田区霞が関3-2-5、代表者: 野口 真人)に算定を依頼いたしました。

当該評価機関は、本新株予約権の価値について、権利行使期間(5年間)、権利行使価額(544円)、 当社株式の2024年1月25日の株価(544円)、株価変動率(ボラティリティ)(45.05%)、配当利回り(0%)及び無リスク利子率(0.311%)を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。また、価値評価にあたっては、当社は取得条項(コール・オプション)を発動せず、割当予定先は市場への影響を考慮しつつ権利行使を行うこと等を想定しております。

その結果、本新株予約権の1個あたりの評価額は 420 円と算定され、当社は、これを参考として、 本新株予約権の1個あたりの払込金額を上記評価額と同額となる金 420 円と決定いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、本発行決議日の前取引日である 2024 年 1 月 25 日の東証終値と 同額となります。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新 株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の 決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない ものと判断いたしました。

さらに、当社監査役3名全員(うち社外監査役3名)から、上記算定根拠に照らして検討した結果、 本新株予約権の払込金額は特に有利な払込金額に該当しない旨の意見を得ております。

本第三者割当は、新株式発行と新株予約権の発行を同時に行うスキームであり、新株式の発行価額については、直近の当社株価の急騰を踏まえ、本株式の発行に係る取締役会決議日の直前 60 取引日間 (2023年10月26日から2024年1月25日まで)の東証終値の単純平均値(小数点以下第3位を四捨五入)である339.05円を基準とし、当該金額の90.2%(9.8%のディスカウント)に相当する金額である305.82円といたしました。一方で、新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日終値である544円としております。これは、本第三者割当の割当予定先が1社のみであること、また行使価額固定型、行使期間(5年間)など本新株予約権の内容に照らし、当社株価の変動リスクなども勘案し、割当予定先との協議を経て決定したことによります。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式及び本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数を合算した総株式数は3,718,000株 (議決権個数37,180個)であり、2023年12月31日現在の当社株式の発行済株式総数14,957,851株に対して24.86% (総議決権数149,168個に対する割合24.92%。小数点以下第3位を四捨五入)に相当し、これに

より一定の希薄化が生じます。

このような希薄化が生じるものの、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することは、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式の数は1,488,000株ですが、2024年1月25日から起算した当社株式の過去6ヶ月間における1日あたりの平均売買出来高は355,298株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均売買出来高は698,195株、過去1ヶ月間における1株あたりの平均売買出来高は2,157,563株となっております。従いまして、上記株式の市場売却による流通市場への影響は、本新株予約権の行使期間である5年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日あたりの売却数量は1,215株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均売買出来高の0.34%(小数点以下第3位を四捨五入)に留まることから、本新株予約権の行使により発行された当社株式が売却された場合でも、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

### 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

1	名 称	First Plus Financial Holdings
2	所 在 地	8 MARINA VIEW #36-02 ASIA SQUARE TOWER 1 SINGAPORE
3	代表者の役職・氏名	CEO LI ZHIBO
4	事 業 内 容	投資運用業
5	資 本 金	70,000,000 シンガポールドル
6	設 立 年 月 日	2019年7月11日
7	決 算 期	12月31日
8	従 業 員 数	20
9	主要取引先	金融機関、投資家
10	主要取引銀行	DBS 銀行、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行
(1)	主たる出資者及び	PIDOT ODOLD (III) OO I THITED OF 0/
	その出資比率	FIRST GROUP (UK) CO., LIMITED 95%
12	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該 当 状 況	該当事項はありません。

(注) 当社は、FPF社並びに同社の役員及び主たる出資者(以下、「FPF社関係者」といいます。)が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、FPF社関係者が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの

※非公開会社のため、相手方の意向により、経営成績及び財政状態は非開示とさせていただきます。

社会的勢力とは一切関係がないことについて、同社からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、FPF社関係者が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(所在地:東京都港区赤坂2-16-6、代表者:羽田寿次)に調査を依頼した結果、FPF社関係者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領いたしました。従いまして、当社はFPF社関係者が反社会的勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

### (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2.募集の目的及び理由(1)募集の目的」に記載した背景から、2023年8月頃より直接金融による資金調達の検討を開始いたしました。その後、株式会社バルクホールディングスとマーケティング分野を中心とする包括的な顧客相互紹介、ソリューション連携等の事業提携に向けた協議を行うなかで(現在も協議中)、同社代表取締役の石原紀彦氏に当社グループの成長に向けたM&A等のための資金調達について相談したところ、同氏より本株式及び本新株予約権の割当予定先であるFPF社の紹介を受け、協議を重ねて参りました。

FPF社はAI・デジタル分野を中心とするグローバル投資を事業目的としております。同社は、当社株式の中長期的保有を通じて当社経営を支援する意向を示しており、また、同社の経営チームがAI・デジタル分野での投資実績を有している(日本企業への投資実績は無し)ことから、同分野での事業展開に有用な情報提供や企業紹介にも期待できます。

従いまして、FPF社への本株式及び本新株予約権の割当は、当社の経営及び株主価値向上に資するもの と判断し、FPF社を本株式及び本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

なお、株式会社バルクホールディングスと協議中の事業提携について、当社取締役会で決議した際に は、適時適切に開示を行ってまいります。

#### (3) 割当予定先の保有方針及び譲渡制限措置

当社は、本株式及び本新株予約権の割当予定先であるFPF社より、本株式の取得後6ケ月間を経過するまでの継続所有(但し、(i)株式引受けに係る契約書に規定する表明及び保証又は義務に違反する場合、(ii)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始等、本株式の発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合、(iii)その他当社が割当予定先の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合はこの限りではありません。)について、書面による確約を得る予定であり、これに加え、本株式のみならず本新株予約権の行使により取得した当社株式を中長期保有する方針である旨の口頭による表明を得ております。また、当社はFPF社より、本株式の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

また、本新株予約権について、当社と割当予定先であるFPF社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本新株予約権を第三者に譲渡する場合、当社取締役会による事前の承認を要する旨を定め

た本買取契約を締結する予定です。この譲渡承認にあたっては、当社は譲受先の本人確認、並びに反社会 的勢力との関係の有無、本新株予約権行使のための払込原資及び譲受先の保有方針の確認を事前に実施い たします。また、本新株予約権の譲渡がなされた場合、当社は直ちにその内容について開示いたします。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるFPF社による本株式及び本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨について、同社のCEOであるLI ZHIBO氏より口頭で表明を得ております。また、当社は、FPF社の2022年12月期(直前期)の連結決算報告書及び払込資金の原資となる、FPF社が現在運用中のファンドであるFirst Plus Asset Management Pte. Ltd. の2023年12月31日付の残高明細を受領しているほか、有価証券届出書提出日(2024年1月26日)現在で、本株式及び本新株予約権の払込みに要する資金の確保に影響を及ぼすような大幅な現預金の減少がないことを割当予定先と口頭で確認しております。

### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先であるFPF社と当社又は当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

### 7. 大株主及び持株比率

割当前		割当後	
KDDI 株式会社	14. 23%	First Plus Financial Holdings	20. 12%
		PTE. Ltd.	20. 12 70
林健人	6. 45%	KDDI 株式会社	11. 37%
齋藤 英樹	4.58%	林健人	5. 15%
日本生命保険相互会社	4.57%	齋藤 英樹	3.66%
THE CHASE MANHATT	4. 22%	日本生命保険相互会社	3.65%
AN BANK, N. A. LOND			
ON SPECIAL ACCOUN			
T NO. 1			
橋本 大也	3.81%	THE CHASE MANHATT	3.37%
		AN BANK, N. A. LOND	
		ON SPECIAL ACCOUN	
		T NO. 1	
株式会社アルム	3.67%	橋本 大也	3.05%
a uカブコム証券株式会社	2.65%	株式会社アルム	2. 93%
MORGAN STANLEY SM	2.59%	a u カブコム証券株式会社	2. 12%
ITH BARNEY LLC CL			
IENTS FULLY PAID			
SEG ACCOUNT			
池上 俊介	2.11%	MORGAN STANLEY SM	2.07%

ITH BARNEY LLC CL	
IENTS FULLY PAID	
SEG ACCOUNT	

- (注) 1. 割当前の持株比率は、2023年9月30日現在の株主名簿を基に記載しております。
  - 2. 持株比率は発行済株式総数に対する比率を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
  - 3. 割当後の大株主及び持株比率は、本株式2,230,000株が発行され、かつ、本新株予約権の全て (潜在株式数1,488,000株)が行使された後の発行済株式数に基づき記載しております。 なお、割当後の割当先の、本株式2,230,000株のみ発行後の持株比率は13.16%となり、主要株 主に該当致します。

### 8. 今後の見通し

本資金調達による当期の当社業績への影響は軽微であります。

今後、本件の資金使途であるM&A案件が決定された場合には、適時適切に開示を行ってまいります。

### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①本株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式に係る議決権数の合計が発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満であること、②本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。なお、今回の新株式及び新株予約権の発行による全体の希薄化率が議決権数ベースで24.90%となることから、割当先、使途及び希薄化規模の合理性について社外監査役3名を含む監査役全員から、希薄化の規模が合理的である旨、賛成する旨を得ております。

### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
連結売上高	1,389百万円	1,692百万円	1,924百万円
連結営業利益 (△損失)	18百万円	△77百万円	55百万円
連結経常利益	31百万円	165百万円	46百万円
親会社株主に帰属する連結当期純利益 (△損失)	△41百万円	2百万円	△530百万円
1株当たり連結当期純利益(△損失)	△3.02円	0.17円	△36.45円
1株当たり配当金	_	_	_
1株当たり連結純資産	201.85円	195. 22円	167. 39円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2024年1月25日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,958,051株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	421,600株	2.82%

- (注) 1. 上記潜在株式数は、ストックオプションによるものです。
  - 2. 2021年1月15日取締役会決議第15 回新株予約権にかかる潜在株式216,000株(普通株式)は、 当該潜在株式が全て行使されたと仮定することにより算定した潜在株式調整後1株当たり当期 純利益が、1株当たり当期純利益を上回ることから、現時点の行使価額における潜在株式数の 総数に含めておりません。

### (3) 最近の株価の状況

## ① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	344円	461円	313円
高値	855円	492円	326円
安値	342円	277円	237円
終値	459円	313円	262円

## ② 最近6ヶ月間の状況

	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年1月
始値	335円	310円	319円	283円	275円	332円
高値	339円	332円	328円	295円	348円	767円
安値	273円	299円	280円	272円	251円	329円
終値	313円	318円	283円	272円	344円	544円

<sup>(</sup>注) 2024年1月の状況につきましては、2024年1月25日現在で表示しております。

## ③ 発行決議日の前取引日における株価

	2024年1月25日現在	
始值	538円	
高値	560円	
安値	513円	
終値	544円	

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式発行(現物出資)

払込期日	2021年6月15日		
調達資金の額	97百万円。ただし、割当予定先が所有するAlianzaの株式 12,635株		
	(Type A 453株、Type B 12,182株) の現物出資による払込みによ		
	ります。		
発行価額	1株当たり535円		
募集時における発行済株式総数	13, 996, 553株		
当該募集による発行株式数	普通株式182,910株		
割当先	Go Strategy S. A. S.		

発行時における当初の資金使途	Alianza FollowUP S.A.S.株式取得
発行時における支出予定時期	2021年6月
現時点における充当状況	全額を割当予定先が所有するAlianzaの株式 12,635株(Type A 453
	株、Type B 12,182株)の現物出資による払込みに充当済

### 11. 発行要領

別紙1及び2に記載のとおりです。

### II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

本株式が FPF 社に割り当てられることにより、以下のとおり、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みです。

## 2. 異動する株主の概要

(1)新たに主要株主、主要株主である筆頭株主となる株主の概要

本株式の FPF 社への割り当てにより、新たに当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主となることが 見込まれる FPF 社の概要につきましては、前記「I. 第三者割当による本株式及び本新株予約権(行使価 額固定型)の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりです。

### (2)主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

以下の株主は、本第三者割当増資後、引き続き主要株主には該当するものの、筆頭株主には該当しない こととなります。

1	名		称	KDDI 株式会社
2	所	在	地	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号
3	代表者の	)役職・	氏名	代表取締役社長 髙橋 誠
4	事 業	内	容	電気通信事業

## 3. 異動前後における割当予定先の保有する議決権の数及び総株主の議決権所有割合

### (1)FPF社

	議決権の数	総株主の議決権の株に	大株主順位
	(所有株式数) 対する割合※		八杯土順位
異動前		_	_
(2023年9月30日現在)			
異動後	22,300 個 (2,230,000 株)	13. 16%	第1位

- (注) 1 異動後の議決権所有割合は、2023 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 (147,207 個) に、本株式の発行により増加する議決権の数(22,300 個)を加算した議決権の数(169,507 個)に基づいて 算出した数値であります。
  - 2 議決権所有割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## (2)KDDI 株式会社

	議決権の数	総株主の議決権の株に	大株主順位	
	(所有株式数)	対する割合※		
異動前	21,000 個			
(2023年9月30日現在)	(2,100,000 株)	14. 27%	第1位	
異動後	21,000 個	19.200/	第2位	
	(2,100,000 株)	12. 39%		

- (注) 1 異動前の議決権所有割合は、2023 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数(147,207 個)に対する所有議決権数の割合を記載しております。
  - 2 異動後の議決権所有割合は、2023 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 (147, 207 個) に、本株式の発行により増加する議決権の数 (22, 300 個) を加算した議決権の数 (169, 507 個) に基づいて 算出した数値であります。
  - 3 議決権所有割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 4. 異動年月日

2024年2月13日 (予定)

### 5. 今後の見通し

前記「I. 第三者割当による本株式及び本新株予約権(行使価額固定型)の発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

以上

# データセクション株式会社 普通株式 (第三者割当) 発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式 2,230,000 株

2. 払込金額 1株につき 305.82円

(発行決議日前日 (2024年1月25日) までの直前60取引 日間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値 の単純平均値339.05円から、9.8%ディスカウントした価額

(小数点以下第3位を四捨五入))

3. 払込金額の総額 681,978,600 円

4. 増加する資本金及び資本準備金の額 資本金 340,989,300 円

資本準備金 340,989,300 円

5. 申込日 2024年2月13日6. 払込期日 2024年2月13日7. 募集又は割当方法 第三者割当による

8. 割当先及び割当株式数 First Plus Financial Holdings PTE. Ltd. 2,230,000 株

9. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

10. その他 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生

を条件とする。

以上

### データセクション株式会社第19回新株予約権(第三者割当)

### 発行要項

1. 本新株予約権の名称

データセクション株式会社第19回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2024年2月13日

3. 割当日

2024年2月13日

4. 払込期日

2024年2月13日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をFirst Plus Financial Holdings PTE. Ltd. に割り当てる。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,488,000 株 (本新株予約権 1 個当 たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株) とする。但し、下記第(2)号乃至第 (4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数 に応じて調整される。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数	=	調整前割当株式数	×	調整前行使価額
				<del></del>

調整後行使価額

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額

の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数

14,880個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金420円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される当 社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使価額は、544円とする。但し、行使価額は第10項に定める調整を受ける。
- 10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての

場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を 与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で 使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数とする。

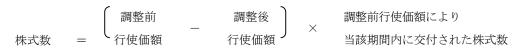
③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日とし、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、 取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使 価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当 該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法によ り、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるも のとする。



調整後行使価額

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普

通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
  - ①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生又は株主への配当により行使価額 の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 11. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年2月14日から2029年2月13日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

- 13. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日から6ヶ月経過後に、本新株予約権の取得が必要であるとして当社 取締役会が決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って30取引日前までに通知をしたうえ で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社 を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽 選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)又は当社が完全子会社となる株式交換若し

くは株式移転につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、 当社取締役会で定める取得日(但し、当該組織再編行為の効力発生日よりも前の日とする。)に、本新株予 約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権を取得する。

- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所において上場廃止となる場合には、上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権を取得する。
- (4) 本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 15. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期
- (1) 本新株予約権を行使する場合には、振替機関(第22項に定義する。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、第11項記載の本新株予約権の行使期間中に振替機関により第18項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を振替機関又は口座管理機関を通じて現金にて第 19 項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
- (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
- 16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金420円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

### 18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

### 19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

### 20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

### 21. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

### 22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上